

令和6年6月12日
第94回全国市長会議決定

重点提言

(こども家庭庁関係)

全国市長会

こども・子育て施策の充実強化に関する重点提言

少子化は、日本の未来を左右する喫緊の課題であり、子育て世帯だけでなく、すべての国民に影響を及ぼす事案であり、こども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. こども・子育て政策の強化について

「こども未来戦略」をはじめ、こども・子育て政策の強化に向けた施策には、都市自治体を通じて実施されるものも多く、その具体化に当たっては実施主体となる自治体の実情を十分に踏まえ、うえで着実に実施できるものとする。

また、こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保するとともに、自治体独自の取組についても、計画的にサービス提供できるよう、安定的な地方財源を確保すること。

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うこと。

2. 結婚、妊娠・出産、育児の切れ目のない支援等の充実について

(1) 誰もが安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、継続的な財政支援の充実を図ること。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減、多様なニーズに対応した切れ目のない支援、安心して子育てできる雇用環境の整備等を推進すること。

(2) こども誰でも通園制度について、施設の空き状況や待機児童の有無等地域の実情を踏まえ、都市自治体に過度な負担をかけない実効性のある制度にすること。

また、制度の推進に向けては、補助総額に上限を設けるなど制限を加えることなく、必要な財源を国の責任において確実に確保するとともに、担い手の確保、利用者への周知等円滑な事業実施に向けた支援を行うこと。

3. 保育施策の充実について

(1) 地域の実情に即した多様な保育サービスの提供や保育所等の適正な運営

を確保するため、子どものための教育・保育給付交付金等の財政措置の拡充等を講じること。

(2) 公定価格について、地域区分など地域の実態を十分に踏まえて適切に設定すること。

(3) 障害児、外国籍児童、医療ケア児等特別な配慮を要するこどもの受入れや適切な支援に必要な人材確保について、十分な財政措置等を講じること。

また、施設整備も含めた支援体制の整備や制度の見直し等を講じること。

(4) 児童手当について

児童手当の拡充に当たっては、現場が混乱することなく円滑な給付が可能となるよう、都市自治体の準備に必要な情報を適切に示すとともに、システム改修費、事務費等に対する財政措置を含め必要な支援を行うこと。

(5) 幼児教育・保育の無償化については、国の責任において必要な地方財源を確実に確保するとともに、都市自治体の意見を十分に反映し、事務負担の軽減も含め、制度の改善を図ること。

(6) 「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

(7) 保育人材の育成・確保について

1) 地域の実態を踏まえ、保育人材の確保、定着及び更なる処遇改善を図るため、公定価格を改善し十分な財政措置を講じること。

2) 保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、事務職員等の配置、事務の簡略化やICT化など保育士等の労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。

3) 「こども未来戦略」に示された職員配置基準の見直しやこども誰でも通園制度の検討に当たっては、都市自治体によって保育士の人材確保の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、それぞれの自治体が円滑に実施できる制度にすること。

4) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、研修体制の充実や保育士修学貸付制度の拡充等、必要な措置を講じること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士等宿舍借

上げ支援事業の対象拡充等、総合的な支援措置を講じること。

- (8) 就学前教育・保育施設整備交付金等について、各自治体の整備計画に支障が出ないように十分な財政措置を講じること。
- (9) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金について、実施主体である自治体の負担増が生じないように、給付方法に関わらず必要な費用に対して十分な財政措置を講じるとともに、相談事業に係る専門的な人材確保の支援を行うこと。
- (10) こども家庭センターの設置・運営や子育て世帯訪問支援事業等が安定的に展開できるよう、人材の確保・育成等の支援を行うとともに財政措置を講じること。

4. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

都市自治体が「放課後児童対策パッケージ」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置の拡充等必要な措置を講じること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。

5. 児童虐待等防止対策の強化を図るための総合的な支援について

- (1) 児童虐待の相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯がこれまでに以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、相談窓口の機能強化、社会的養護の体制整備等総合的な支援に対する財政措置等を拡充すること。
- (2) 児童相談所等の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を含め必要な措置を講じること。

6. こどもの貧困対策の推進について

都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、財政措置を含め、必要な支援を講じること。

7. 全国一律のこどもの医療費助成制度の創設について

子育てしやすい社会の実現に全国で取り組むとともに、我が国の将来を担

う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、子ども医療費については、全国一律の国の保障制度の創設に向けた道筋を速やかに示すこと。